



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	19世紀イギリスにおける「社会統制」としての動物虐待防止規制：規制立案者の関心の所在に着目して
Author(s)	市村, 敏伸; Ichimura, Toshinobu; 小林, 国之 他
Citation	北海道大学農経論叢, 76, 11-21
Issue Date	2023-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/88748
Type	departmental bulletin paper
File Information	02_ichimura.pdf



19世紀イギリスにおける「社会統制」としての動物虐待防止規制： 規制立案者の関心の所在に着目して

市 村 敏 伸*・小 林 国 之

Prevention of Cruelty to Animals as a Social Control Policy in 19th-century Britain: Analyses on personal interest of regulatory drafters

Toshinobu ICHIMURA*, Kuniyuki KOBAYASHI

Summary

The beginnings of modern animal protection laws can be found in the birth of regulations concerning prevention of cruelty to animals in 19th century England. In 18th and 19th centuries, in addition to the traditional prevalence of animal games (known as blood sport) as a pastime for the lower social classes, the problem of livestock abuse in urban areas became more serious due to urbanization as a result of the Industrial Revolution. In response to this situation of cruelty to animals, several regulatory proposals on prevention of cruelty to animals were submitted to the parliament at the end of the 18th century and beginning of the 19th century, out of concern for the state of social control. The drafters of these proposals attempted to control social order by regulating cruelty to animals, based on the idea that the improvement of morals would contribute to the stability of society. This paper analyzes the social conditions behind the establishment of regulations concerning prevention of cruelty to animals in 19th-century England and the interests of the regulation drafters.

Key words : Animal welfare, Animal protection, Livestock regulation, Britain

1. はじめに

本稿は、19世紀イギリスにおける初期の動物虐待防止規制について、当時の議会議事録などを参照しながら規制立案者の関心を分析し、当該規制が社会統制手段として立案された経緯を明らかにするものである。近代動物保護法の端緒は19世紀イギリスにあり、イギリスでは20世紀前半にかけて徐々に網羅的な動物保護法制が形成された。こうしたイギリスにおける動物保護法制の伝統は、現在EUなどで整備されている動物福祉（アニマルウェルフェア）法制の発展基盤となっている。

したがって、19世紀イギリスにおける動物虐待防止規制の性質を明らかにすることは、現代のヨーロッパにおける動物福祉法制を分析する上での重要な分析視角を提供する試みでもある。

19世紀イギリスにおける動物虐待防止規制については、限られた範囲ではあるものの日本でも既存研究の蓄積が存在する。伊東（2012）は、家畜動物への虐待行為を初めて規制した1822年のマーティン法成立から1849年までの期間をイギリスにおける動物虐待防止規制発展の第一段階と捉え、その間の同国内における動物虐待に関する世論形成のメカニズムを明らかにした。一方、松井（2007）はイギリスにおける初の広域的なブラッドスポーツ規制である1835年法の成立背景を分析し、同法におけるブラッドスポーツ規制の目的が

*Corresponding author: ichimura.toshinobu.q1@elms.hokudai.ac.jp

風紀秩序の維持にあったことを明らかにした。その他、一連の動物虐待防止規制の内容に関わる逐条的分析は青木（2001）の成果が参照される。

このように日本では、動物虐待防止規制の立法展開が始まる1822年以降に焦点を当てた既存研究こそあるものの、それ以前の動物虐待防止規制立案の試みや、当該規制立案者の関心の所在、およびそれらの関心が生まれるに至った社会背景の分析は十分に行われていない。また、動物行動学を中心とする日本の動物福祉研究においては、イギリスにおける動物虐待防止規制成立の背景として、ジェレミー・ベンサム（Jeremy Bentham）により構築された功利主義思想の影響がしばしば指摘される（新村，2022：p.6）。しかし、本稿で明らかにするように、議会議事録等の史料から立証可能な実証性という観点では、規制成立の背景を功利主義思想のみに求めることは十分でなく、動物虐待の防止を通じた社会統制の実現という規制立案者が抱いていた関心をより慎重に分析する必要がある。

以上の問題意識に基づき、本稿では主に当時の議会議事録を参照しながら規制立案者の関心を分析し、なぜ19世紀初頭のイギリスで動物虐待防止規制の成立が目指されたのかを検討する。そこで、最初に18世紀から19世紀にかけてのイギリスにおける動物虐待を取り巻く状況を整理した後、当時の動物虐待批判の思想的基盤となっていたモラル・リフォーム運動の性質などを確認する。その後、個別の規制立案の試みについて分析と検討を行う。

2. 18世紀～19世紀イギリスにおける動物虐待を取り巻く状況

1) ブラッドスポーツの状況

イギリスでは伝統的に、大衆娯楽の“道具”として動物が重要な役割を果たしていた。すなわち、牛追い、鶏当て（註1）、闘鶏などの動物を利用したブラッドスポーツが一般的な大衆娯楽の地位を占め、なかでも18世紀イングランドにおける最も重要なブラッドスポーツが牛掛けであった（マーカムソン，1993：p.102）。牛掛けは、雄牛の角にかけた綱を地面に打ち込んだ杭にくくりつけ、その状態の雄牛に向かって犬を放ち、犬と雄

牛を闘わせる遊びである。この娯楽は地域の祭事などにあわせて各地で行われており、屠畜前の牛が屠畜業者によって提供されることが多かった。ブラッドスポーツは民衆向けの大衆娯楽としての性質が強かったが、18世紀半ばまでは地主などの上流階級層も娯楽関心を民衆と共有していたとも指摘されている（マーカムソン，1993：p.148）。

2) 都市中心部における家畜虐待

また、18世紀イギリスにおいては、市街地における人間と動物の関係性に重要な変化が生じていた。その契機となったのは、産業革命以降の人口増加と都市化の進展である。イギリスにおける正確な人口統計の登場は19世紀を待たなくてはならないが、1751年時点でのイングランドおよびウェールズにおける人口が600万人弱と推定されるのに対して、1801年にはこの数は900万人近くにまで増加した。また、1751年時点ではイングランドおよびウェールズにおいて、人口が1万人を超える町に暮らす人々の割合は17%であったが、1801年にはこの割合が23%となった。特に、イングランドの首都ロンドンには多くの人口が集中し、1801年にはイングランドとウェールズの総人口の12%がロンドンに居住していた（Perren，1989：p.191）。

この人口増加と都市化の進展によって、ロンドンをはじめとする都市部への畜産物の供給体制にも変化が生じた。18世紀はいまだ鉄道インフラが開発されておらず、地方で屠畜した後に畜産物をロンドンなどの都市部へと運搬する手段が整備されていなかった。したがって、当時は家畜の生体取引が一般的であり、牛や羊などの家畜は生体の状態でロンドン市内中心部にあったスミスフィールド市場などに運搬され、その場で取引された後に屠畜された（Kean，1998：p.29）。また、馬車が重要な輸送手段であり、馬車のために利用される馬も、人口増加にともない都市部には多く存在していた。こうして18世紀イギリスでは、都市部において家畜と人間が共存する環境が誕生するに至った。市街地での家畜と人間の共存をめぐることは、家畜の存在が交通の支障となることなどを理由に市街地での家畜への虐待行為が頻発しており、特に人口密集地であるロンドンではその傾向が顕著であった（Kean，1998：pp.28-29）。

19世紀に入り、1825年に世界初の鉄道が開通すると、鉄道によって各地から家畜がロンドンに輸送され、ロンドン市街地における家畜との共存はより深刻な問題となった。スミスフィールド市場は12世紀に開設された市場であったが、家畜取引の急増に対応できるだけの規模を有していなかったことに加え、各地から家畜が到着する鉄道の最寄り駅から距離が離れていた。したがって、駅から市場へとつながる街路は家畜で溢れており、路上や市場内での家畜に対する虐待行為もより一層深刻になった(Perren, 1975 : p.386)。

このように、18世紀から19世紀にかけてのイギリスでは、ブラッドスポーツと市街地での家畜虐待という2つのタイプの動物虐待に関する問題が存在していた。そのため、この時期の動物虐待防止規制についても、概ね2つのベクトルが並行する形で立案が試みられた。

3. モラル・リフォーム運動としての動物虐待批判

1) モラル・リフォーム運動の展開

本格的な動物虐待防止規制立案の試みは、18世紀末から19世紀初頭にかけて出現したものの、これらの試みの思想的基盤として見逃せないのが、1780年代以降にイギリスで展開されたモラル・リフォーム運動の存在である。個別の規制立案の分析に入る前に、まずはモラル・リフォーム運動の展開とその性質を確認したい。

モラル・リフォーム運動とは、イギリスにおける人々のモラルの改革を目指す運動であり、一般的には18世紀の間に2度のモラル・リフォーム運動が存在したと理解されている(坂下, 1997 : pp.146-148)。1つは世紀初頭の名誉革命体制成立期に興隆したものであり、もう1つが1780年代に始まったものを指す。動物虐待防止規制の思想的基盤となったのは後者のモラル・リフォーム運動である。

1780年代に始まったモラル・リフォーム運動は、対外的にも国内的にもイギリス社会が危機に直面したことで展開された(坂下, 1997 : pp. 146-147)。すなわち、対外的な危機とはアメリカ独立戦争での敗北であり、国内的な危機とはアメリカの独立に直面してイギリス国教会が人々を団

結することに失敗したという認識の広がりであった。こうした国民的危機への対応手段として登場したのがモラル・リフォーム運動であり、坂下(1997)は、この運動が「神から選ばれた民としてのイングランド人のモラルの強調、そのモラルに基づく国民共同体のイメージといった前世紀以来の「愛国主義」的な言説の延長線上にあった」と指摘する(p.147)。すなわち、モラル・リフォーム運動とは、人々をモラルという理念によって統合し「イギリス国民」を生成しようとする試みでもあり、それゆえに運動は広く国民を巻き込むものであった。

こうしたモラル・リフォーム運動の国民運動化において主導的な役割を担ったのが、国教会の福音主義派であった(Follett, 2001 : pp.14-20)。福音主義派は、18世紀半ばにジョン・ウェズレー(John Wesley)を指導者として成立した国教会のプロテスタント勢力にその起源を持つ。ウェズレーは感情性と個人の魂の救済を主張の核に据え、主に労働者階級層に対して信仰の復活を訴えた。その後、ウェズレーを指導者とする勢力はメソジスト派として国教会から離脱するが、ウェズレーが訴えたメソジストの精神は国教会内部の中流階級層にも影響を与え、国教会においてクラバム派と呼ばれる福音主義派を誕生させるに至った。

2) モラルリフォーム運動における動物虐待批判

福音主義派の源流となる思想を生み出したウェズレーは、動物への慈悲の重要性を説いたことでも知られる。ウェズレーは説教のなかで、ライオンや虎が他の動物を痛めつけることは加害動物自身の生命維持のために不可欠であるが、人間が動物に苦しみを与えることには必要性が認められないと説いた(Kean, 1998 : pp.19-20)。また、ウェズレーはこのような信念のもと、各地を巡回する説教者に対して、道中において馬に十分な餌を与えずに説教者のみが先に食事をとることを禁じ、自身も食事のなかで肉類を食べることを避けていた(註2)。

このような背景もあって、動物虐待への批判は「イギリス国民」の生成過程たるモラル・リフォーム運動における論点の一部を構成すること

になった。18世紀後半以降、英国では児童書を通じた児童へのモラル教育が広がり、そのなかでもモラルにまつわる代表的トピックとして、奴隷問題と並んで動物虐待問題がしばしば取り上げられた (Darton, 1982 : pp.156-175)。こうした事実も、当時における動物虐待批判の道徳的位置付けを示している。

モラル・リフォーム運動を思想的基盤として、1800年からは動物虐待防止規制の具体的立案が始まる。次節からは、そうした立案の試みと、規制立案者の関心の所在を分析し、動物虐待批判が実際に規制へと結実するに至った背景を検討したい。

4. プルトニーの規制的関心 —ウィングダムとの論争—

1) プルトニー法案をめぐる対立の概要

本節では、1800年4月に牛掛け防止法案(註3)を議会に提出したウィリアム・プルトニー (William Pulteney) の規制的関心と、その社会背景を検討する。モラル・リフォーム運動の中心人物であったウィリアム・ウィルバーフォース (William Wilberforce) の支援も背景に (ターナー, 1994 : pp.26-29)、イギリス最初の牛掛け規制に関する法案(以下、プルトニー法案)を議会に提出したプルトニーは、法案の趣旨について次のように説明している(註4)。

「このような法案に賛成する理由は明白です。牛掛けは残酷で非人道的です。また、勤労意欲がなく、風紀を乱す人々を引き寄せます。そして、本人やその家族を養うために稼ぎを得なければならない多くの人々を自身の仕事から引き離します。」(註5)

以上のプルトニーの主張には、牛掛けの残酷性が社会の風紀を乱し、観衆の道徳観が墮落することを懸念すると同時に、牛掛けを規制することで労働者を勤労に駆り立てようとする社会統制の意図が認められる。

このプルトニーの主張に対して、ウィリアム・ウィングダム (William Windham) は強い反論を展開している(前掲註4 : pp.203-209)。まず、ウィングダムが反論したのは、プルトニー法案が庶民の娯楽であるところの牛掛けに限定して、残酷

性の名の下に“攻撃”を仕掛けている点である。

ウィングダムは娯楽の少ない生活を送っている庶民から貴重な娯楽の牛掛けを取り上げることの不条理さを主張した上で、なぜ法案の賛同者たちが上流階級層による残酷な娯楽の規制には盲目的であるのかと問題を提起する。当時、上流階級層の間では鳥狩りが一般的な娯楽とされていたが、ウィングダムはこれが牛掛けと同様に残酷であり、ブラッド・スポーツが人々を残酷にする証拠はないと批判する。また、ウィングダムは、労働者らが時間と金銭を浪費するというプルトニーの主張についても、勤労の対価として得た金銭の使途は労働者自身が自由に決定するべきであり、他の時間で懸命に労働している労働者の余暇時間は時間の浪費ではないと反論する。これに対してプルトニーは、野生動物を対象とする狩りと、強制的に動きを制限された動物を対象とする牛掛けでは残酷性が質的に異なると反論したが、結果的にプルトニー法案は41対43で否決された(前掲註4 : p.214)。

2) プルトニーとウィングダム 対立の背景

以上のプルトニーとウィングダムの論争からは、ブラッドスポーツへの規制を通じて社会統制を図ろうとするプルトニーと、それに反発する労働者階級層の主張を代弁するウィングダムとの攻防が見て取れる。では、なぜブラッドスポーツにまつわる議論が、このような階級対立と社会統制の色彩を帯びることになったのだろうか。

まず、ブラッドスポーツをめぐる階級対立の背景としては、産業革命の進行による中産階級と労働者階級の“空間的”断絶の影響が指摘できる。長谷川(2014)は、経済的な富を蓄積した中産階級が都市中心部から離れた郊外に邸宅を構えたことで、都市中心部では労働者をはじめとする民衆による大衆文化がより一層凝縮される形で形成されたと指摘する(pp.138-140)。すなわち、都市中心部では牛掛けをはじめとするブラッドスポーツが横行し、これを空間的に隔絶された場から客観的に観察することとなった中産階級は恐怖を覚えるようになった。この中産階級が抱いた「恐怖」は、動物への残酷性が人間に対する残酷性へとつながりやすいという認識をもとにしていたと解される。ターナー(1994)は、ホモサピエンス

とその他の動物との生物的親近性に関する生物学的知見が18世紀末から教養のある一般の人々にも広く知られることになったと指摘する (pp.40-41)。すなわち、中産階級はこうした知見をもとに、ブラッドスポーツへの特別な警戒感を抱くようになった。

中産階級による警戒感の証左として、モラル・リフォーム運動のもとで各地に設立された教育機関「日曜学校」では、そのカリキュラムのなかで動物虐待批判が強調されていた。日曜学校は中産階級の寄附によって運営されており、そこでは工場などで労働に従事する児童に中産階級の価値観を教授し、地域社会における民衆文化の“汚染”から子どもたちを守ることに主眼が置かれていた (長谷川, 2014: pp.118-130)。また、日曜学校の教育目標には産業社会に適合する「勤勉な労働者」の育成も含まれていた。こうした日曜学校の規律に代表される規範に価値を見出す中産階級は、「勤労意欲を削ぎ、風紀を乱す」と考えられた牛掛けなどのブラッドスポーツへの批判を強めた。その結果、イングランドでは、1790年代の時点で牛掛けの実施を自主的に廃止する地域も多く見られた (マーカムソン, 1993: pp.247-258)。

加えて、ブルトニーとウィンダムが議会で論争を繰り広げた1800年当時の、モラル・リフォームをめぐる社会状況も階級対立の背景にあると解される。当時イギリスは、1793年からのフランス革命に対抗することを目的とした一連の対仏戦争の最中にあった。そして、モラル・リフォーム運動を主導していた福音主義派などの国内の勢力にとって、この対仏戦争はある種の試練として立ち現れた。Roberts (2004) は、対仏戦争期のイギリスでは不安、浪費、無秩序への懸念に社会が覆われたと指摘する (pp.59-63)。すなわち、戦時下において、軍に対して資材を供給する産業は活況に沸き高水準の賃金が確保された結果、労働者たちの可処分所得は増加し、贅沢な消費行動をとる余裕が生まれた。この状況をモラル・リフォームの推進勢力は堕落の兆候として警戒するようになった (Roberts, 2004: pp.59-60)。また、戦時下における社会不安のなかで、人々は伝統的な慣習への回帰によって精神的安定を図ろうとした (Roberts, 2004: p.62)。すなわち、1800年当時

においては、ブルトニーをはじめモラル・リフォームの推進勢力が道徳的堕落に警戒感を強める一方で、ウィンダムがその主張を代弁した労働者などは伝統的慣習への回帰志向を強めていた。その結果、両者の溝は深くなり、モラル退廃の象徴であるブラッドスポーツへの批判は社会統制の色彩を強めることになった。

5. アースキンの規制的関心

—家畜虐待と“社会混乱”への危機感—

1) アースキン法案の特徴

ブルトニー法案の提出から9年後の1809年5月には、トーマス・アースキン (Thomas Erskine) によって動物虐待防止法案 (註6) (以下、アースキン法案) が議会へ提出された。なお、アースキンは貴族院議員であったため、この法案はまず貴族院に提出された。アースキンは法案の趣旨について次のように説明している (註7)。

「この国で日常的に起きている、動物に対する無数の虐待事例を紹介するのは、苦痛と嫌悪を伴います。残念ながら、こうした虐待は、法律の助けを借りずに、個人の人道的努力によってのみ抑制されています。」 (註8)

「虐待に苦しむ動物にとって、(何者かが) 虐待者を叱ったり、罰を与えると脅したりすることは、役に立たないばかりか、危険ですらあることは、これ以上ないほどに良く知られています。(叱責や脅しに対する、虐待者からの) 一般的な答えは、辛辣な罵りと残酷な行為と共に、「それがお前に何の関係があるのだ」というものです。もし犯人が使用人の身分であれば、あなたを罵り「あなたが主人なのか」と尋ね、もし彼自身が主人なのであれば、その動物は自分のものだと言うのです。」 (註9)

「動物が財産とみなされるのは、所有者に対する悪意や、動物に関する所有者の利益を害する意図によって、動物を殺したり虐待したりすることが犯罪とされるためです。しかし、動物自身は保護されません。法律は動物と実質的な関わりを持たず、動物には何の権利もないのです！私は、動物に対する公然虐待行為が、多くの状況下で起訴できない罪ではないかどうかを検証し続けます。」 (註10)

以上のアースキンの主張からは、当時のイギリスにおいて日常的に発生していた家畜に対する虐待行為への懸念と、それらの行為を法によって罰しようとする意図が認められる。こうしたアースキンの問題意識の背景には、アースキン自身の生活視点からの関心も影響していた。その後の議会での演説で、アースキンは自らが具体的に問題視している動物虐待の状況を詳細に描写している（前掲註7：pp.851-852）。

「ある日、コベントリー通りを歩いていたところ、目に飛び込んできた残酷な光景によって、恐怖と嫌悪の念に襲われました。無残なまでに青菜を積んだ荷車を一頭の馬が引き、さらに衝撃的だったのは、鎖が馬の背中の皮膚を切り裂くのを防ぐための鞍がないことでした。よく見ると、血と何か物質がその脇腹を下っているのが見えました。さらに、腿関節は脱臼し、皮膚は破れ、この惨めな生き物が力を入れるたびに骨が見えたのです。」（註11）

アースキンが規制を目指したのは、当時のイギリスの都市中心部における家畜虐待であり、これはアースキン自身も日々の生活のなかでしばしば目にする事象であった。また、プルトニーが規制を目指した牛掛けなどはそもそも動物を傷つけること自体が目的であったのに対して、アースキンが問題視した虐待行為には「家畜の酷使」も含まれた。このことはアースキン法案における「虐待（cruelty）」の定義からも明らかとなる。アースキン法案は、みだりに（wanton）かつ悪意をもって（malicious）動物を傷つける行為の他に、動物を「酷使する（abuse）」と「叩く（beat）」行為も虐待に含まれるとした（前掲註7：p.851）。また、アースキンは家畜虐待を「他人の所有物の毀損」としてではなく「動物の権利の侵害」として罰し、起訴を可能にするべきであると主張していた。したがって、アースキンは、たとえ動物の所有者による行為であったとしても、公然の虐待行為を違法化することを目指した。すなわち、アースキン法案は、都市における人間と動物との共存において発生する家畜の酷使にまで動物虐待行為の範疇を拡大し、かつそれらの虐待行為を動物の権利の侵害として罰することを目指した点において、これまでにない画期的な問題提起

であった。

2) アースキンの関心の所在

こうしたアースキンの規制的関心の背景にも、モラル・リフォーム運動に共通する道徳的退廃への切迫した危機感が存在した。アースキンは、フランス革命に伴う当時の社会混乱を念頭に次のように主張している（前掲註7：p.570）。

「諸君、我々の生きる時代は、道徳的な共感を維持することの重要性について、恐ろしい教訓を我々に示しているのです。」（註12）

「（野蛮な人々は）人類の社会的幸福と独立を破壊し、互いを抑圧しあった結果、すべての人々を抑圧する暴君を育てたのです。」（註13）

「諸君、これらすべては、国家にとって最良の安全であり、この世における最大の安らぎでもある、道徳的感覚の育成を怠ったことから生じたのです。」（註14）

すなわち、アースキンは、フランスにおいて革命にともなう社会混乱が生じたのは道徳的感覚の欠如が原因であると主張し、イギリスにおいて同様の社会混乱を生み出さないためには、道徳的退廃への対応として家畜虐待の取り締まりが必要であると議論を展開した。したがって、プルトニーと視角は異なるものの、アースキンにとっても動物虐待防止規制の立案は社会統制の手段として位置付けられていた。

もっとも、アースキン法案は、庶民院での決議において27対37で否決されている（前掲註7：p.1071）。しかし、注目すべきは、庶民院における論点の中心が、動物を立法による保護の対象とすべきかどうかや、法案における虐待行為の定義の曖昧さといった法運用に関する問題であって、アースキンの道徳的退廃にまつわる問題意識についての反論はほとんど見られなかった点である。庶民院では、プルトニー法案に激しく反発したウィンダムがアースキン法案についても長い反論を展開し、立法者を含む上流階級層の娯楽である狩りや競馬への規制には触れず不平等である点を指摘した（前掲註7：p.990）。しかし、ウィンダムの反論の主旨は、家畜虐待の取り締まりを立法によって行うことへの反対であって、法案の目的については「称賛に値する（commendable）」とも発言している（前掲註7，p.1029）。家畜虐待

は議員たち自身もしばしば目撃する問題であったことがアースキン法案の本質的な趣旨への批判が少なかった背景にあると解される。

アースキンが目指した社会統制としての家畜虐待防止規制は、その後、リチャード・マーティン（Richard Martin）の提案によって、ついに法制化されることとなる。次節では、当該立法を主導したリチャード・マーティンの規制関心を検討したい。

6. 家畜虐待防止規制の成立

—マーティンの活躍—

現存する当時の議会議事録などからは、マーティンの規制関心は必ずしも明らかにならない。しかし、伊東（2012）は、マーティンが学んだパブリックスクールのハーロウ校では、子供による動物への暴力を戒めることで残虐な性格の発現を抑制する教育を提唱したサミュエル・パー（Samuel Parr）が教員を務めており、その教育がマーティンの活動にも影響している可能性を指摘する（p.236）。したがって、動物虐待問題へのマーティンの関心は、アースキン同様に道徳的感覚の向上にあったと解される。

マーティンは、まず1821年に馬を虐待もしくは酷使する行為を罰することを目的とした法案（註15）（以下、1821年法案）を議会へ提出した。「酷使」の虐待性に着目した当該法案趣旨はアースキン法案との類似性があるものの、動物の所有者による虐待行為も含めて問題視したアースキンとは異なり、マーティンの1821年法案における規制の射程は所有者以外による馬への虐待行為に留まっていた。1821年6月の庶民院での審議において、ビニング卿のトマス・ハミルトン（Thomas Hamilton）は、所有者による虐待行為も法案の罰則対象に含めるべきだと主張したが、この点について法案修正は行われなかった（註16）。この背景として注目すべきは、1821年法案提出の背景にあった乗合馬車の所有者らからの請願に関する、青木（2001）の指摘である（p.26）。すなわち、乗合馬車の所有者らは自らの所有する馬が、馬を操作する御者や使用人などによって虐待され、その損害賠償を請求できないことに不満を持ち、請願を提出した。青木（2001）は、マーティ

ンが家畜虐待によって実質的な損害が生じていることを強調し、議会での同情を得るための“戦略”として、この請願を利用したと指摘している（pp.26-27）。したがって、外形的には、1821年法案は所有者による家畜虐待を罰しない「不完全」なものであった。しかし、このマーティンの戦略によって、かつてアースキン法案が直面した法運用に関する技術的課題は解決され、1821年法案は庶民院を通過し、貴族院に送られた。しかし、貴族院での審議開始前に議会が閉会となり、結果的には廃案となった。なお、庶民院での審議過程において、保護対象となる動物をロバ、牛、羊などの幅広い畜種へと拡大する修正が加えられた。

1821年法案が廃案になったことを受けて、マーティンは翌年（1822年）、再び家畜虐待防止法案（註17）（以下、1822年法案）を議会に提出した。1822年法案の内容は修正後の1821年法案とほぼ同様であり、1822年6月に庶民院を通過し、貴族院でも可決された。その後、国王の裁可を経て、1822年法案は正式に「家畜の虐待および不当な取り扱いを防止する法律」（註18）（以下、マーティン法）となった。最終的に、マーティン法では「雄馬、雌馬、去勢雄馬、ラバ、ロバ、去勢雄牛、雌牛、若雌牛、去勢雄仔牛、羊、その他の家畜を、みだりにかつ残虐に打ち、酷使し、虐待した者」（註19）を罰金刑に処すことが定められた。マーティンはその後、自身が成立させた法の意義を示すため、自ら動物虐待の取り締まりを積極的に行い、1824年には組織的な取り締まり活動の実施を目的として動物虐待防止協会（Society for the Prevention of Cruelty to Animals：SPCA）の設立を主導した。

マーティンは、アースキン法案における家畜虐待防止規制の内容を引き継ぎ、乗合馬車の所有者らによる請願も利用しつつ、イギリス最初の動物虐待防止規制を成立させた。もっとも、マーティン法は家畜虐待に関する規制であり、ブラッドスポーツの規制は含まれていない。個別の規制立案に関する分析の最後として、次節では1833年に成立したブラッドスポーツ規制の背景を検討したい。

7. ブラッドスポーツ規制の成立

—「治安対策」への関心の高まり—

ブラッドスポーツの規制は1833年の首都警察・テムズ河川警察関連法の成立によって、施行された。この規制はロンドン市内の限られた範囲に適用されるものであったが、プルトニー法案以来の懸案であったブラッドスポーツを規制する最初の措置であった。

この規制は首都警察・テムズ河川警察関連法の条項の一部として盛り込まれたものであったが、これまでの議論同様に社会的弱者の保護を図る立場の議員から異議が申し立てられ、1833年5月に庶民院において当該条項に関する審議と採決が行われた（註20）。この審議の過程では、各議員が賛成と反対のそれぞれの立場について主張したが、賛成の立場を採る議員は、一様にブラッドスポーツによるモラルの退廃と治安の悪化を懸念する社会統制の見地から賛意を示した。

例えば、ベンジャミン・ロッチ（Benjamin Rotch）は当該条項に賛同する理由を次のように説明している（註21）。

「（ブラッドスポーツが行われる場合は）浮浪者や盗賊の巢窟になりがちです。この条項も、（他の条項と同じく）首都中心部から5マイル以内に限定されており、この都市で個人や銀行に対する強盗を計画する以外の目的でこれらの場所に集まることのない、気ままで怠惰な人々の集合を防ぐことを目的としています。」（註22）

こうした治安対策としての側面を強調したブラッドスポーツ規制への関心は、プルトニーが主張していた勤労意欲の低下よりも、さらに強い社会統制の色彩を帯びていると評価できる。この変化が生じた背景として注目すべきは、Roberts（2004）による、1815年に終結した対仏戦争後のイギリス社会において、マーティンらによって設立されたSPCAが公秩序の回復に苦心していた当局を補助する役割を果たしたという指摘である（p.113）。Roberts（2004）は、対仏戦争の終結による兵士の社会復帰や戦時特需の終焉などによって、1815年以降のイギリスでは再びモラルの退廃と公秩序の維持が社会的課題として出現したと指摘する（pp.96-142）。そこで、ある種の治安

維持装置として注目されたのがSPCAによる組織的な動物虐待の取り締まりだった。すなわち、1833年当時においては、動物虐待の取り締まりは社会秩序の維持と密接な関係を有しており、そのことが長年困難とされてきたブラッドスポーツ規制を誕生させた背景にあった。

8. 結論

19世紀イギリスでは、ブラッドスポーツ規制と家畜虐待防止規制という2つの軸がそれぞれ並行する形で動物虐待防止規制が形成された。この2つは規制の対象などは異なっていたものの、モラル・リフォーム運動を思想的基盤として、動物虐待の取り締まりを通じた社会統制という目的を念頭に置いていた点で共通している。

ブラッドスポーツをめぐるのは、まずプルトニーの主導によって規制が試みられた。この背景には、産業革命による社会階級間の空間的隔絶や進化論などに関する生物学的知見の普及、あるいは対仏戦争期におけるモラル退廃への懸念などが存在し、プルトニーは社会秩序に関する不安定要素の除去を企図していたことが認められる。このプルトニーの試みは労働者階級層などの主張を代弁するウィンダムらの抵抗に遭い失敗に終わったが、その後、対仏戦争の終結によって治安維持のあり方に関心が集まると、ブラッドスポーツ規制は「治安対策」のコンテクストのなかで法的位置付けを確保することとなった。

一方、家畜虐待は、多数の家畜と人間が共存する当時のイギリス都市中心部の特異な環境に関する議会議員らの生活視点からの関心も背景に、まずアースキンによって規制が試みられた。アースキンは、自身も日常的に目撃する家畜虐待を、「社会混乱」を誘発しかねない危険な道徳的退廃の象徴と捉え、フランス革命にともなう当時のヨーロッパ社会の混乱も念頭に置きながら、家畜虐待規制の意義を訴えた。アースキンの問題意識には議会議員の多くも異論を唱えなかったものの、家畜を「動物」として保護することを目指したアースキン法案には法運用上の課題が多く、成立の日の目を見ることはなかった。家畜虐待規制はその後、マーティンによって運用上の課題をクリアする修正が加えられ、1822年にイギリス初の

動物虐待防止法として成立することとなった。

本稿が示すように、現代のヨーロッパにおける動物福祉法制の原点にある19世紀イギリスでの動物虐待防止規制は、社会統制の意図をもって立案された。したがって、現代の動物福祉法制においても、その立法過程で社会統制の意図が働いた可能性が指摘され得る。しかし、本稿が分析の対象とした動物虐待防止規制と現代の動物福祉法制の連続関係については別途検討を要するため、本稿で提起した動物福祉法制に関する分析視角の有効性の検証については今後の研究課題としたい。また、本稿は動物虐待防止規制の立案者らの規制関心の解明に焦点を当てたため、マーティン法および首都警察・テムズ河川警察関連法におけるブラッドスポーツ規制条項の内容に関する分析は十分ではない。したがって、これらの規制内容に関する詳細な検討も今後の研究課題としたい。

註)

- 1) 柱などに縛り付けた鶏に棍棒などの棒を決められた回数だけ投げ、鶏を殺す遊び。賭け事の対象にもなった。
- 2) ウェズレー以前の国教会内部における注目すべき動物保護思想としては、ハンフリー・プリマット (Humphrey Primatt) の思想が挙げられる。プリマットは1776年の著作のなかで、異なる人種への暴力が許されないように、人間と同等に痛みへの感受性をもつ動物を虐待することも許されないと主張した。こうしたプリマットの思想については、Primatt (2010) を参照。
- 3) Bill to prevent Bull-baiting.
- 4) Parliament of the United Kingdom (1819) *The Parliamentary History of England, from the Earliest Period to the year 1803*, Vol. 35, London: T. C. Hansard, p.202.
- 5) 原文: The reasons in favour of such a motion as this were obvious. The practice was cruel and inhuman; it drew together idle and disorderly persons; it drew also from their occupations many who ought to be earning subsistence for themselves and families.
- 6) A bill, intituled, an act to prevent malicious and wanton cruelty to animals.
- 7) Parliament of the United Kingdom (1812) *The Parliamentary Debates from the year 1803 to the present time: forming a continuation of the work entitled "The Parliamentary History of England, from the Earliest Period to the year 1803."*, Vol. 14, London: T. C. Hansard, pp.553-554.
- 8) 原文: It would be a painful and disgusting detail, if I were to endeavour to bring before you the almost innumerable instances of cruelty to animals, which are daily occurring in this country, and which, unfortunately, only gather strength by any efforts of humanity in individuals to repress them, without the aid of the law.
- 9) 原文: Nothing is more notorious than that it is not only useless, but dangerous, to poor suffering animals, to reprove their oppressors, or to threaten them with punishment. The general answer, with the addition of bitter oaths and increased cruelty, is, What is that to you?-If the offender be a servant, he curses you, and asks if you are his master? and if he be the master himself, he tells you that the animal is his own.
- 10) 原文: Animals are considered as property only: to destroy or to abuse them, from malice to the proprietor, or with an intention injurious to his interest in them, is criminal; but the animals themselves are without protection; the law regards them not substantively; they have no rights! I will not stop to examine whether public cruelty to animals may not be, under many circumstances, an indictable offense.
- 11) 原文: I, one day, in going along Coventry-street, was struck with horror and disgust at the shocking scene of cruelty which presented itself to my observation. There was a cart, loaded with greens to a most unmerciful extent, drawn by one horse. The poor animal was in such a state that its skin alone covered it bones; and, what was more shocking upon nearer observation I perceived there was no cart-saddle. to prevent the chain from cutting through the skin of the animal's back; and, upon still nearer inspection. I saw the blood and matter descending its side. Besides this, the fetlock-joint was dislocated, the skin broken, and, upon every exertion of this wretched creature, the bone was visible to the eye.
- 12) 原文: The times in which we live, my lords, have read us an awful lesson upon the importance of preserving the moral sympathies.
- 13) 原文: they have not merely extinguished natural

- unconnected life, but have destroyed (I trust only for a season) the social happiness and independence of mankind, raising up tyrants to oppress them all in the end, by beginning with the oppression of each other.
- 14) 原文：All this, my lords, has arisen from neglecting the cultivation of the moral sense, the best security of states, and the greatest consolation of the world.
- 15) Bill to prevent Cruel and Improper Treatment of Cattle.
- 16) Parliament of the United Kingdom (1822) *The Parliamentary Debates from the year 1803 to the present time: forming a continuation of the work entitled "The Parliamentary History of England, from the Earliest Period to the year 1803.", second series, Vol. 5*, London: T. C. Hansard, p.1099.
- 17) Bill to prevent Cruel and Improper Treatment of Cattle.
- 18) 1822: 3 Geo 4 c.71: An Act to prevent the cruel and improper Treatment of Cattle.
- 19) any person or persons shall wantonly and cruelly beat, abuse, or ill-treat any Horse, Mare, Gelding, Mule, Ass, Ox, Cow, Heifer, Steer, Sheep, or other Cattle.
- 20) なお、当該条項への異議申立ては42対46の反対多数で棄却された。
- 21) Parliament of the United Kingdom (1971) *Hansard's Parliamentary Debates from the year 1803 to the present time: forming a continuation of the work entitled "The Parliamentary History of England, from the Earliest Period to the year 1803.", third series, Vol. 17*, New York: Kraus Reprint Co, pp.1067-1069.
- 22) 原文：They were too often the haunts of vagabonds and thieves. The clause, too, was to be confined to within five miles of the metropolis, and that with the view to prevent the congregating together of loose and idle persons, who often met in these places for no other purpose than to plan the robbery of individuals, burglary, and rifling of banks in this city.
- [1] 青木人志 (2001) 『動物の比較法文化 動物保護法の日欧比較』有斐閣。
- [2] Burns, A. and Innes, J. (2003) *Rethinking the age of reform: Britain 1780-1850*, Cambridge: Cambridge University Press.
- [3] Darton, F. K. J. (1982) *The Story of English Children's Books in England: Five Centuries of Social Life*, Cambridge: Cambridge University Press.
- [4] Donald, D. (2003) 'Beastly Sights': the treatment of animals as a moral theme in representations of London c. 1820-1850, *Art History*, 22, pp.514-544.
- [5] Follett, R. R. (2001) *Evangelicalism, penal theory and the politics of criminal law reform in England, 1808-30*, Wiltshire: Antony Rowe.
- [6] 布留川正博 (2020) 『イギリスにおける奴隷貿易と奴隷制の廃止—環大西洋世界のなかで』有斐閣。
- [7] Harrison, B. (1967) Religion and Recreation in Nineteenth—Century England, *Past & Present*, Vol. 38, pp.98-125.
- [8] 長谷川貴彦 (2014) 『イギリス福祉国家の歴史的源流 近世・近代転換期の中間団体』東京大学出版会。
- [9] 伊東剛史 (2012) 「「マーティン法の余波」—九世紀イギリスにおける動物福祉の法制化と世論形成」『金沢学院大学紀要。文学・美術・社会学編』10, pp.242-227.
- [10] 伊東剛史 (2013) 「満ち溢れる禽獣 動物観の変容と都市のトポグラフィ」『金沢学院大学紀要。文学・美術・社会学編』11, pp.234-244.
- [11] ジェイムズ・ターナー (1994) 『動物への配慮 ヴィクトリア時代精神における動物・痛み・人間性』(斎藤九一訳) 法政大学出版局。
- [12] 金澤周作 (2008) 『チャリティとイギリス近代』京都大学学術出版会。
- [13] Kean, H. (1998) *Animal Rights: Political and Social Change in Britain since 1800*, London: Reaktion Books.
- [14] Kellert, S. R. and Felthous, A. F. (1985) Childhood Cruelty toward Animals among Criminals and Noncriminals, *Human Relations*, 38, pp.1113-1129.
- [15] 松井良明 (2007) 「19世紀イギリスにおける動物闘技の違法性と制定法に関する基礎的研究—動物虐待法 (1835年) と先行法との歴史的関連を中心として—」『スポーツ史研究』20号, pp.35-50.
- [16] Parliament of the United Kingdom (1971) *Hansard's Parliamentary Debates from the year*

引用・参考文献

1803 to the present time: forming a continuation of the work entitled "The Parliamentary History of England, from the Earliest Period to the year 1803.", third series, Vol. 17, New York: Kraus Reprint Co.

[17] Parliament of the United Kingdom (1819) *The Parliamentary History of England, from the Earliest Period to the year 1803, Vol. 35*, London: T. C. Hansard.

[18] Parliament of the United Kingdom (1812) *The Parliamentary Debates from the year 1803 to the present time: forming a continuation of the work entitled "The Parliamentary History of England, from the Earliest Period to the year 1803.", Vol. 14*, London: T. C. Hansard.

[19] Parliament of the United Kingdom (1822) *The Parliamentary Debates from the year 1803 to the present time: forming a continuation of the work entitled "The Parliamentary History of England, from the Earliest Period to the year 1803.", second series, Vol. 5*, London: T. C. Hansard.

[20] Perren, R. (1975) *The Meat and Livestock Trade in Britain, 1850-70*, *The Economic History Review*, vol. 28, pp.385-400.

[21] Perren, R. (1989) *Markets and Marketing, The Agrarian History of England and Wales Volume VI 1750-1850*, edited by Thirsk, J., Cambridge: Cambridge University Press.

[22] Primatt, H. (2010) *The Duty of Mercy: A Dissertation on the Duty of Mercy and Sin of Cruelty to Brute Animals*, Whitefish: Kessinger Publishing.

[23] Roberts, M. J. D. (2004) *Making English Morals*, Cambridge: Cambridge University Press.

[24] ロバート・W・マーカムソン (1993) 『英国社会の民衆娯楽』(川島昭夫他訳) 平凡社.

[25] 坂下史 (1997) 「国家・中間層・モラルー名誉革命体制成立期のモラル・リフォーム運動から」『思想』879号, pp.140-165.

[26] 新村毅 (2022) 「動物福祉の概念」, 新村毅編『動物福祉学』昭和堂, pp.3-15.

[27] 山田泰司 (1979) 「ヴィクトリア朝の宗教と社会」『一橋論叢』82巻4号, pp.375-391.

要約

近代動物保護法の端緒は、19世紀イギリスにおける動物虐待防止規制の誕生に見られる。イギリスでは伝統的に動物を用いた遊戯（ブラッドスポーツ）が庶民の娯楽として普及していたことに加え、18世紀から19世紀にかけては産業革命による都市化の進展などの影響を受けて、都市部での家畜虐待の問題が深刻化した。こうした動物虐待をめぐる状況に対して、18世紀末から19世紀初頭の当時の議会には、社会統制のあり方についての関心から動物虐待防止規制案が複数提出された。これらの規制案を提出した規制立案者たちは、モラルの向上が社会秩序の安定に資するという発想のもと、動物虐待の規制によって社会統制を図ろうとした。本稿では、19世紀イギリスにおける動物虐待防止規制の成立背景である社会的状況と規制立案者の関心の所在を分析し、なぜ19世紀イギリスで動物虐待防止規制の成立が目指されたのかを検討する。

キーワード：動物福祉、動物虐待、動物保護法、イギリス

